

未来

郵政産業ユニオン
PIWU
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3928
19年2月5日(火)
Fax 095-828-1953

同一労働・同一賃金での格差解消は、非正規の処遇改善である(厚労省指針)

おはようございます。

立春も過ぎ、長崎は今日からランタン祭り。季節は春へ。郵政の非正規雇用労働者の春到来へ、郵政ユニオンはたまたま。一月十四日、大阪高裁は、郵政ユニオンの労契法二〇条裁判で、格差の不合理を認めて、処遇改善を命じた。春風よ、吹け！である。

政府もいつ「同一労働・同一賃金」はこの四月から始まる「働き方改革」で、どう変わるのか。

この勉強会が一月二十九日、地区労の労働講座で行われた講師は、郵政ユニオン長崎の



顧問弁護士の中川拓弁護士であった。(写真右)

中川弁護士は、「昨年、いろんな働き方改革で法の改正があったが、同一労働・同一賃金で厚生労働省が昨年十一月二十八日に、ガイドライン指針を出した。基本は非正規の処遇改善であり、正社員の引き下げではない、という点にある」と説明された。



さすが労働者ともたまたま、鋭く、優秀な労働弁護士だ。十一月二十八日の指針発出から一ヶ月もたっていないのに、これを詳しく説明される。みなさまもぜひこうした学習会へ参加していただきたい。勉強しなければ、会社や多数労組に、すぐだまされるからだ。今日はその一例だ

一昨年と昨年、労働契約法二〇条裁判で、大阪地裁や東京高裁が住居手当の支払いを命じたところ、郵政は、去年四月に一般職の住居手当を廃止した。格差解消での就業規則の改定である。多数労組は反対したのか、聞いていないが...

では、このように格差解消を目的に、会社側が正社員の手当、休暇を改善するのはいいの。厚生省は次にいつ。

短時間、有期雇用労働者派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(平成30年厚生労働省告示430号)。2018(平成30)年12月28日。

第一目的。この指針は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇管理の改善等に関する法律第八条(以下...

略)に定める事項に関し、雇用形態または就業形態に関わらない公正な待遇を確保し、我が国が目指す同一労働同一賃金の実現に向けて定めるものである。(略)さらに、有期雇用労働法に基づく通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の目的は、短時間・有期雇用労働者の待遇の改善である。

と書いてある。わかりやすくいえば「同一の処遇とは正社員の引き下げではなく、契約社員の改善だよ」という趣旨なのである。しかし、去年の郵政の一般職者への住居手当廃止は、この法の定めと指針に反して、強行された。郵政は違法ではないのか。

そして、一月三十日の朝日新聞によれば、郵政のJRP労組(二十四万人)が、非正規社員に扶養手当支給を要求す

るといつ記事が出た。ようやくJRPも重い腰を上げたか、という感じだが、いかにも会社と協調主義をとる労組らしい。これって、なにかおかしくないかい、とも思う。



なぜなら、去年一月、大阪地裁は郵政ユニオンの要求で会社に扶養手当支払いを命じているからだ。これからみると、言葉は悪いが、戦の一番の名誉とされる一番槍の手柄の「横取り」ではないか。

その権利回復のたまたかの間隙をぬって、少数労組が裁判で勝ったものを、多数労組が会社と交渉して取ったとするために、今の時期に要求するのではないか。無論、職場の要求はいつでも、誰でもできるが、いかに時期が悪い。季下に冠、瓜田に履ではないか。疑われる。

そして、問題は、厚生省が「ダメ」とする、正社員の手

当廃止での格差解消の会社の動きである。昨年四月の住居手当廃止は基幹社員より差別される一般職が対象であり、許されない二重差別であった。これに多数労組は反対し、たたかったのだろうか。

さらにいま、会社は法や指針など聞く耳を持たない態度であるから、手当、休暇などの既得の権利も、今後はなにが起きるかわからない。

就業規則は労使協約と違つて、労組の同意なしでも改定できる。しかし、今回、厚生省は、労働条件の変更となる就業規則の改定には合理性を求めている。不合理な格差で、手当の不払いを争い、裁判で負けた会社が、また不合理なまま、就業規則を改善することとは、法を幾重にも踏みまじるあくどい行為といえる。

これらからもわかることは郵政は、社員の処遇改善では裁判所などの第三者などの命令がなくては、なにもしないということだ。今度、会社が格差解消を目的に、就業規則の改善を強行したなら、この厚生省の「指針」に違反しているし、内外の批判を受けるだろう。また、当然だが、わたしたちもさらにたたかう。

、写真は上から地区労の加世田書記長、中川弁護士、下が労契法裁判での原告ら。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-御手洗, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-山口 ゆうちよ銀-上筋, 東-, 他支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。 期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。 めげせ、均等待遇、なくそう差別! ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ!